



[Redacted]の林地開発について(補足)
 メール 森林保全課 宛先: メール東部農林治山
 送信者: [Redacted]
 このメールの返信先: メール森林保全課

2019/10/29 19:06

東部農林事務所 治山課 [Redacted]

お世話になっております。
森林保全課 [Redacted]です。

[Redacted]の件、そもそも承継が可能な事案かどうかを、市の対応含めて確認しておく必要があるかと思いま
す。

- ・地位承継は、(非承継者から承継者に)開発行為に係る権原が移ったことを証する資料が必要です。
- ・以前、現事業者と話ができない旨を聞きましたので、開発行為に係る権原の譲渡手続きができるものなの
かどうか確認しておいてください。
- ・承継ができない場合、「廃止扱い」⇒「二重許可」等のイレギュラー対応を検討しなければならない可能性が
あります。

 静岡県経済産業部森林・林業局 森林保全課 [Redacted]
 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 県庁東館13F
 TEL: 054-221-2643 FAX: 054-221-2829
 E-mail: shinrinhozen@pref.shizuoka.lg.jp
 http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-640/index.html
